#### 『日本における近代的定位の根源』

序論:憲法の不連続と日本近現代の定位不全

# 〈近代的定位第二回:キーワードと年表〉

(講義4~6)

#### 1. 第二回年表

- 1868 五箇条誓文
- 1871~73 米欧回覧
- 1873 征韓論による下野(西郷、板垣、江藤、後藤)
- 1874 民選議員設立建白書
- 1880 国会期成同盟
- 1881 国会開設の詔勅
- 1889 帝国憲法発布(翌年から実施)
- 1890 教育勅語
- 1890 第一回帝国議会
- 2. 明治憲法の淵源としての五箇条誓文
  - → 「列候会議を起こし」の修正(木戸) → 「広く会議を起こし」
- 3. 米欧回覧による近代的制度の学習
  - → 君主制と共和制の対照
  - → アメリカ合衆国の制度批評

### 引用1

「此国ノ人ハ、ミナ民主ノ風ニ成長シ、一視同仁の懐アリ、人ニ接スル真率親ミ易ク、事ニ当リ従容羈レス、真ニ天地ノ公民ナリ、其弊ハ、官威上ニ軽ク、法度ニ活機ヲ失ヒ、人人各私権ヲ張リ、苞苴(※賄賂のこと)官ニ行ハレ、公党下ニ軋ルノ憂ナキ能ハス……」(久米邦武『米欧回覧実記』第一編第二巻〈米利堅合衆国ノ総説〉、1-53p)

- 4. 立憲政治のマクロの流れを正確に把握 → 妥協としての欽定憲法
  - → 欽定憲法の淵源としてのルイ18世憲章(1814年=王政復古)

### 引用 2

〈此風(※合衆国の民主共和の気風が)外国ニ流レ入リ、君民ノ間ヲ離間シ、常典一タヒ敗ルニ至レハ、其国本動テ鎮マラス、仏国 首 ニ其禍ヲ受ケ、西班牙 晩 ニ患害ヲ蒙レリ、故ニ欧州ニ於テハ、立憲政治ヲ協定シテ、其昇平(※世の平和)ヲ保護スルコトトナレリ〉(同上、1-52pf)

- 5. 木戸孝允 → 君主権の制限の必要 → 立憲の理念へ
  - → 国体論の欠如 → 「天賦の自由」

### 引用3

〈……文明の国に在ては、君主ありと雖も、其制を「擅」にせず、闔国(※全国)の人民、一致協合、其意を致し、以て国務を條列(※列挙)し、其裁判を課して、一局に委託し、之を目して政府と名づけ(※司法も行政に含まれていることに注意)、有司をして其事に當らしむるを以てす。有司たる者も亦一致協合の民意を保し、重く其身を責めて、国務に従事し、非常の変に際すと雖も、民意の許す所に非ざれば、其措置を「縦」にするを得ず。政府の厳密なる既に斯の如くなるに、人民猶ほ其趙制(※越権)を戒め、議士なる者有て事毎に検査し、有司の意に随て、臆断するを抑制す。是政治の最美なる所以なり。〉(木戸孝允〈政規典則論〉、板垣退助編『自由党史』所収、上一55p)

6. 国体論の胎動 → 教育勅語へ

### 引用4

〈我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ 精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス〉(〈教育勅語〉より)

- 7. 明治初年度の天皇親政運動(元田永孚、佐々木高行他)
  - → 井上毅の憲法意見書(明治14年)に流入 → 神権思想の憲法への混入
  - → 幕末の神道儒学の混交が背景に
  - → しかしこの頃のイデオロギーの離合集散は激しく、統一的な概観は困難
  - → ここから国体論固有の密室性、無名性も発現したと考えられる (国学以外の体系的国体論者の不在)
- 8. 明治帝の実質的な親政は、元首親政(外交儀礼親政)のみ
  - → 統治親政の欠如
  - → 「御真影」の儀礼性、象徴性
  - → ベルツの証言 → 明治初年度の存在感のなさ (天皇誕生日を例に)
    - → 明治末年からの存在感の増大(御真影により)
    - → 象徴性を直感

〈この国の人民が、その君主に寄せる関心の程度が低い有様を見ることは情けない。警察の力で、家々に国旗を立てさせねばならないのだ。自発的にやるものはごく少数だろう。〉(『ベルツの日記』上、114p)

## 引用 6

〈天皇の人格が全面に押し出されることが、だんだん多くなってきた。学校や役所にはいずれも、天皇の写真が掲げられていて、今ではこれに祝祭の折、おじぎをしてあいさつせねばならないのである。日本の青少年の、あらゆうる道徳教育の基礎を示す勅諭、〈教育勅語〉が出たが、その中で天皇は、国民の一種の父親として表されている。〉(同上、『明治時代』より、上、189p)

### 引用 7

〈こうして天皇を、国家の、ある程度概念的で象徴的な代表として崇拝する観念を、太 古からの古い土地柄ではあるが、今はあらためてそれを有利な準備を施した国土に、十分 意識して植え付けたのである。〉(同上)

9. 〈国体〉の語義の変遷

→ 勝海舟の用法: 国体 = 社会の実情

: 国家 ≠ 国体

### 引用8

〈シナ人は、また一国の天子を、差配人同様に見ているよ。地主にさえ損害がなければ、 差配人は幾ら代わっても、少しもかまわないのだ。それだから、開国以来、十何度も天子 の系統が代わったのさ。こんな国体だによって、戦争をするにはきわめて不便な国だ。〉

(勝海舟『氷川清話』、192p)

### 引用 9

〈自分の功績を述べるようでおかしいが、おれが政権を奉還して、江戸城を引き払うように主張したのは、いわゆる国家主義から割りだしたものさ。三百年来の根底があるからといったところで、時勢が許さなかったらどうなるものか。〉(同上、47p)

10. 「国家」の原義における家産国家性 → 領土+王家

→ 人民、国民の不在(福沢の立論へ)

11. 福沢の場合: 国体 = 社会  $\rightarrow$  Nationality  $\rightarrow$  国民理念へ

### 引用10

〈国体とは何物を指すや。世間の議論は好。〈擱き、先ず余輩の知る所を以てこれを説かん。体は合体の義なり、また体裁の義なり。物を集めてこれを全うし他の物と区別すべき形をいうなり。故に国体とは、一種族の人民相集て憂楽を共にし、他国人に対して自他の別を作り、自から互いに視ること他国人よりも厚くし、自から互いに力を尽すこと他国人の為にするよりも勉め、一政府の下にいて自から支配し、他の政府の制御を受るを好まず、禍福共に自から担当して独立する者をいうなり。西洋の語にナショナリチと名るもの、これなり。〉(福沢諭吉『文明論之概略』巻の1、第二章〈西洋の文明を目的とする事〉、41 p)

- 12. 勝海舟の明治尊皇論の批判
  - → 本来の愛国心からの乖離(引用11)
  - → 君臣的忠義と国家(近代国家)の乖離(引用12)
  - → 水戸におけるプロト・廃仏の批判(引用13)

## 引用11

〈尊皇心と愛国心とが一致しないと、尊皇の実は挙がらないよ。当世の尊皇家たちには ちと規模を大きくしてもらいたいものだ。

.....人民を離れて尊皇を説くのは、そもそも末だわい。〉(勝海舟『氷川清話』186f)

### 引用12

〈ナニ、忠義の士というものがあって、国をつぶすのだ。己のような、大不忠、大不義のものがなければならぬ。〉(勝海舟『海舟座談』、63p)

### 引用13

〈政治家が、とかく宗教に手を出すのは、とんでもない大事を引き起こすもとだ。水戸の烈公(斉昭)が幕府のけんせきをこうむったのも、あまり封内の坊主どもをいじめたたたりだよ。一方に坊主を還俗さすれば、一方には金仏を鋳潰して、大砲をこしらえたから、坊主は京都の官方に愁訴し……幕府も……けんせきを加えたのだ。〉(同上、『氷川清話』、189ヵ)

13. 明治十四年の政変によるリベラリズムの敗北 → 国体論の立憲過程への混入

- → 福沢の憲法案 → 大隈の建議に反映 → 井上毅の猛反発
- → ドイツ型の選択のみではなく、国体論的神権性への傾斜(特に井上)
- → 福沢は儒教主義の復古としてとらえる(引用14) → 実際に勅語は儒教修 身を採用(拡大家父長制も本来的には大陸的で日本出自ではない)

〈ソレカラ大隈の辞職と共に政府の大方針が決まり、国会開設は明治二十三年と予約して色々の改革を施す中にも、従前の教育法を改めて、いわゆる儒教主義を復活せしめ、文部省も一時妙な風になってきて、その風が全国の隅々までをも靡かして、十何年後の今日に至るまで政府の人もその始末に当惑しているでしょう。〉(『福翁自伝』300p)

- 14. 天皇親政派における儒教の先導 → 天皇への儒教侍講(元田永孚) → 天皇 制の拡大家族的解釈 → しかし近代家族制度自体は小家族へ傾斜
- 15. 儒教的全体支配 = 修身斉家治国平天下(大学)
  - → 古代的家産国家のイデオロギー的基礎づけ
  - → 同心円的拡大の自同性 → 権利は上位者に義務は下位者に限定
  - → 修身による内面支配により、全体支配は完成する
- 16. 法の理念 ⇔ 全体支配
  - 母 修身斉家治国平天下的内面の支配
- 17. 法規範は徹頭徹尾外的支配であることによって、宗教規範、道徳規範、習俗規範 から区別される → イェリネク(引用15)

#### 引用15

〈法規範は、つぎのような本質的な徴表を呈示する。

- 1. 法規範は、人間相互の外的行為に対する規範である。
- 2. 法規範は、一つの承認された外的権威から由来する規範である。
- 3. 法規範は、その拘束を、外的諸力によって保障される規範である。

これらの徴表によって、法規範は、宗教規範、道徳規範、および習俗規範から区別される。それらの規範には、上の三つの徴表のどれかが欠落している。〉

(イェリネク『一般国家学』第十一章〈国家と法〉272p)

- 18. 法の外的規範性は、古代法 (律令)、原始仏教団の僧伽法 (律) においても守られている → 古代世界における「思想犯」の不在の理由
  - 19. 全体主義は法の外的規範性を破壊する → 内面、思想の支配を志向
    - → アレントは旧来の専制支配と全体主義を分かつ最大のメルクマールとする (引用16)

(戦前の(※第一次大戦前の)専制政治からわれわれが知っている旧式の官僚制的支配と、全体主義的支配との間の際だった相違の一つは、前者がその政治領域内に属する臣民の外的運命を支配するだけで満足し、精神生活まで掌中に収めようとはしなかったことである。しかし全体主義的官僚制は、絶対的権力の本質を一層よく理解し、市民のあらゆる問題を、私的なものであれ、公的なものであれ、精神的なものであれ、外的なものであれ、同じ一貫性と残虐さをもって統制する術をこころえていた。その結果、旧来の官僚制的支配のもとでは、諸民族の政治的自発性と創造性が圧殺されたのにとどまったのに対し、全体主義的支配は、人間の活動のすべての領域における自発性と創造性を窒息させてしまった。政治的非創造性のあとに続いたのは、全面的な不毛であった。〉(ハンナ・アレント『全体主義の起源』第二巻〈帝国主義〉202p)

- 20. 近代的専制における全体支配の萌芽 → 思想統制に顕れることが普通
  - → 日本も例外ではない(1875 讒謗律、1887 新聞紙条例等)
- 21. 勅語と修身教育による全体的支配の進行 → 家産的全体支配へ
  - → 日常性の支配 → 全体主義的支配の演劇性との差異(モスクワ裁判等)
  - → 儒教的内面支配は修身の日常性を特徴とする(前近代的全体主義)
- 22. 江戸幕藩体制における儒教的全体支配 → 幕末に至って思想統制へ先鋭化
  - → 蛮社の獄(1839) → 蘭学的経世の抑圧破壊(高野長英、渡辺崋山)
  - → 安政の大獄(1858~59) → 尊皇攘夷の抑圧(橋本左内、吉田松陰)
- 23. 江戸幕藩体制における改革 → 倹約令の定番化 → 日常の支配(引用17)
  - → 農本主義の貨幣経済忌避が根底に

### 引用17

〈村民の使用する煙草入れ、紙入れから、女のかんざしまで、およそ銀という銀を用いた類のものは、すべて引き上げられ、封印をつけられ、目方まで改められて、庄屋預けということになる。〉(島崎藤村『夜明け前』第一部、〈序の章〉、14p)

- 24. 国体イデオロギー → 自同性、循環性
  - → 北一輝の指摘(引用18)

〈……日本の憲法学者に於ては、国体を憲法論に於て論ずるは我が国体は如何なる国体か、即ち主権は何処に所在するかを決定せんが為めなりと云ふに其の解釈としては常に必ず、萬世一系の我が国体に於いては、主権は天皇にありと一貫す。是少しも解釈に非らず、萬世一系の天皇に主権が所在するが故に主権は天皇に在りと云ふものなり。〉(北一輝『国体論および純正社会主義』第四篇〈所謂国体論の復古的革命主義〉、220p)

- 25. 主権論の自同性 → 君主の万世一系は機関説の本質
  - → 絶対主義が用意した君主観念の継承(「王は死なない」)
  - → この意味では「萬世一系の天皇」は畳語(同概念反復)にすぎない
  - → しかし法理念である死なない君主は君臨のみが可能、統治は不可能
- 26. 国体論に内在するジンゴイズム的自同性
  - → 一つの淵源は国学的審美主義 → 宣長のあわれ論(引用19)
  - → ジンゴイズムからのクセノフォビア → 執拗な「漢意」批判へ
  - → プロト・攘夷心性の形成、伝播(『夜明け前』の平田国学参照)

### 引用19

〈大方歌道は、あはれの一言より外に、餘義なし、神代より今に至り、末世無窮に及ぶまで、よみ出る所の和歌みな、あはれの一言に帰す、されば此道の極意をたづぬるに、又あはれの一言より外なし、伊勢源氏あらゆる物語までも、又その本意をたづぬれば、あはれの一言にて、これを蔽ふべし……〉(本居宣長、『安波禮弁』)

27. 『吾輩は猫である』における〈大和魂〉批判 → 自同的自尊 = ジンゴイズ ムの批判(引用20)

### 引用20

(「大和魂!と叫んで日本人が肺病やみの様な咳をした。大和魂!と新聞屋が云ふ。大和魂!と掏摸が云ふ。大和魂が一躍して海を渡った。英国で大和魂の演説をする。独逸で大和魂の芝居をする。東郷大将が大和魂を有って居る。肴屋の銀さんも大和魂を有って居る。詐欺師、山師、人殺しも大和魂を有って居る。大和魂はどんなものかと聞いたら、大和魂さと答えて行き過ぎた。五六間行ってから、エヘンと云ふ声が聞こえた。三角なもの

が大和魂か、四角なものが大和魂か。大和魂は名前の示す如く魂である。魂であるから、常にふらふらして居る。誰も口にせぬ者はないが、誰も見たものはない。誰も聞いた事はあるが、誰も遇った者がない。大和魂はそれ天狗の類か。」〉(夏目漱石『吾輩は猫である』249pf)

28. 国体論的〈錦旗〉 → 〈南都僧兵の神輿〉への退行(北一輝 引用21)

### 引用21

〈……今日に於ては、南都の僧兵が神輿を奉じて押し寄せたる如く、『国体論』の背後に隠れて迫害の刃を揮ひ讒誣の矢を放つことは政府の卑劣なる者と怯懦なる学者の唯一の兵学として執りつつある手段なり。而して往年山僧の神輿に対して警護の武士が叩頭礼拝して慰論せる如く、『国体論』の神輿を望みては如何なる主義も学説も只回避を事とするの状態なり。然れば今、吾人が此の神輿の前に身を挺して一矢を番へんとする者、或は以て冒険なりとすべし。〉(北一輝、同上、210p)

29. 美濃部の国体論的専制批判(引用22) → 北一輝と共有する観点

### 引用22

〈惟うに我が国に憲政を施行せられてより既に二十余年を経たりといえども、憲政の智識の未だ一般に普及せざること 始 ど意想の外にあり。専門の学者にして憲法の事を論ずる者の間にすらも、なお言を国体に籍りてひたすらに専制的の思想を鼓吹し(※穂積八束一派のこと)、国民の権利を抑えてその絶対の屈従を要求し、立憲政治の仮想の下にその実は専制政治を行わんとするの主張を聞くこと稀ならず。〉(美濃部達吉『憲法講話』〈序〉、5 p)

- 30. 天皇機関説は立憲国家としての日本帝国のアキレス腱であった
  - → 勅語による修身教育、神話教育は近代国家の土台を掘り崩していった
  - → この過程を憲政の内在的力学として理解する必要がある
  - → 憲政の理解とは、国家における法治とそれを破壊する力の二律背反の 闘争、妥協、自壊の理解である
  - → 現状の日本国憲法における憲政の批判的検証に生かされねばならない

(第二回キーワード・年表終わり)